絶 滅 \mathcal{O} おそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 責務の追加

動 物 遠 植 物 遠 水 次族館 そ \mathcal{O} 他野 生 動 植 物 \mathcal{O} 餇 養又は 裁培 (以 下 「飼 養等」 という。) 及び 展示を主た

る目的とする施設として環境省令で定めるもの (以 下 動 植 物園等」という。) を設置し、 又は管理する

者 は、 動 植 物 園等が 生物 の多様性の確保に重要な役割を有していることに鑑み、 玉 一 及 び 地方公共団 |体が行

う施 策 に 協 力することにより、 絶滅 \mathcal{O} おそれ 0 あ `る野: 生動 植 物 \mathcal{O} 種 の保存に寄与するよう努め る もの

ること。

(第二条第三項関係)

第二 定義の追加等

この 法律 にお *(*) て 「特定第二種 国内 希少野生動 植物 種 とは、 次に掲げる要件 のいずれに も該当する

玉 内 希 少 野 生 動 植 物 種 であ って、 政令で定め る ŧ \mathcal{O} を いうものとすること。 (第四 条第 六 項 関 係

1 種 \mathcal{O} 個 体 \mathcal{O} 主要な生息 地若しく は 生育 地 が ·消滅: L つつあるものであること又はその 種 \mathcal{O} 個 体 \mathcal{O} 生息

若しくは生育の環境が著しく悪化しつつあるものであること。

種 の存続に支障を来す程度にその 種の個は 体 の数が著しく少ないものでないこと。

2

3 繁殖による個体の数の増加の割合が低いものでないこと。

4 玉 際 的 に 協 力 l 7 種 \mathcal{O} 保 存を図ることとされ 7 1 るものでないこと。

環境 大臣 は、 玉 内 希 少 野 生 動 植 物 種 玉 際 希 少 野 生 動 植 物 種 特 定 第 種 玉 内 希 少 野 生 動 植 物 種 及 てバ

特 定第二種 国 内 希 少 野 生動 植 物種、 を定め る政 令 \mathcal{O} 制 定 又は改廃に当たってその立案をするときは、 野生

動 植 物 \mathcal{O} 種 に 関 し専門 の学 識 経験を有する者 \mathcal{O} 意見を聴 か なければならない ものとすること。

第四条第 七 項 翼 係

第三 希 少 野 生 動 植 物 種 保存基 本 方針 に 掲げ る事 項 \mathcal{O} 追 加

希 夢 野 生動 植 物 種 保存基本方針に掲げる事項について、 次の事項を追加すること。

(第六条第二項第三号及び第七号関係)

認定 希 夢 種 保 全 動 植 物 嵐 等 に関 す Ź 基 本 的 な 事 項

玉

内

希

夢

野

生

動

植

物

種

に

係

る提

案

 \mathcal{O}

募

条集に関

パする基-

本的

な事

項

第四 個 体 \mathcal{O} 捕 獲等 及び 個 体等 \mathcal{O} 譲 渡 L 等 \dot{O} 禁止

販売 又 は 頒布をする目的 以外の 目 的 で 特定第二種 国内希 少 野 生 動 植 物 種 の生きている個体 の捕獲等を

する場合は、 捕獲等の禁止の規定を適用しないものとすること。

(第九条第二号関係)

この法律の規定に違反し て国内希 少野 生動 植 物種 の生きている個体の捕獲等をした者に対 Ļ 当 ī該違

反に係る る個体を環境大臣等に 譲り渡すことその他 の必要な措置をとるべきことを命ずることができるも

のとすること。

(第十一条第一項関係)

 \equiv 販売若しくは購入又は頒布をする目的以外の目的で特定第二種国内希少野生動植 物 種 1の個: 体等の 譲 渡

し等をする場合は、 譲渡し等の禁止 の規定を適 用しない ものとすること。

(第十二条第一項第三号関係)

第七の六の特別国際種事業者以外の者が第七の一の特別国際種事業として第七の一の特別特定器官等

匹

を譲 ŋ 渡し 又は引き渡してはならない ものとすること。 (第十二条第一項第四号及び第七号関係)

五. この 法 律 (T) 規 定に違反し て希少 が野生 動 植 物 種 \mathcal{O} 個 体等の譲受け又は引 取 ŋ をした者に対 当該 違反

に係る個体等を環境大臣等に譲り渡すことその他の必要な措置をとるべきことを命ずることができるも

のとすること。

(第十四条第一項関係)

六 第七 の六の特別 国際種事業者以外の者が第七 。 一 の特別国際種事業として第七の一 **(**) 特別特定器官等

の陳列又は広告をしてはならないものとすること。

(第十七条第二号関係)

第五 玉 際 希 夢 野 生 動 植 物 種 \mathcal{O} 個 体等 0 登録 等

個 体 等 を識 別 するため に 特 に措 置 を講ずることが必要な国 際 希 少野 生 動 植 物 種として環境省令で定め

るも の の 個体等の 登録を申請する場合にあっては、 登録を受けようとする個体等に講じた個 体 :識 別 措

を記載 した申請 書を提出しなければならないものとすること。

(第二十条第二項第四号関

係

置

環境· 大臣 は、 個 体 ; \mathcal{O} 登 録 に係 る申 請 書 のうちに重要な事項に つい て虚 偽 \mathcal{O} 記 載 が あ り、 又は 重 一要な

事 実 0 記 載が欠けているときは、 その登録を拒 一否しなければならないものとすること。

(第二十条第五項関係)

三 登 録 のうち、 定期的にその状態 を確認する必要がある個体等として環境省令で定めるものに 保る ŧ 0

は、 五. 年を超え な 1 範 囲内 に お 7 て 環境 沿省令で定め る期間ごとに、 その更新を受けなけ ń ば その 期間

の経過によって、その効力を失うものとすること。

(第二十条の二関係)

兀 登録 に係る国際 希 少野生 動 が植物種 0) 個 体等のうち個体 .識別措置を講じられたものを取り扱う者は、 環

境省令で定めるところにより、 当該 個体等 0 個 体識別番号を識別できるよう取り扱わ なけ ればならない

ものとすること。

(第二十一条第六項関係)

五 返 納 すべ き登録票の占有者がこれを保有することを希望するときは、 返納を受けた環境大臣 は、 環境

省令で定めるところにより、 その登録票に消印をしてこれを当該登録票の占有者に還 付することが でき

るものとすること。

(第二十二条第三項関 係

六 環境大臣は、 登録等、 変更登録、 登録票の書換交付、 登録票の再交付又は登録の更新が偽 りその他不

正 の手段によりなされたことが判明 したとき等は、 当該登録等を取り消すことができるものとすること。

(第二十二条の二関係)

第六 特定国内種事業及び特定国際種事業の届出番号の公表等

環境大臣及び農林水産大臣若しく は加工品 \mathcal{O} 種別に応じて政令で定める大臣 (以下「特定国内種関係

大臣」 という。 又は特定器官等 の種別に応じて政令で定める大臣 (以 下 「特定国 際 体種関係-大臣」とい

は、 特定国内種事業又は特定 国 際種事業の届 出があった場合には、 届出に係る番号をその届 出を

した者に通知するとともに、 省令で定めるところにより、 その届出をした者の氏名又は名称及び住所並

びにその番号等を公表しなければならないものとすること。

(第三十条第三項及び第六項並びに第三十三条の五関係)

届出をして特定国内種事業又は特定国際種事業を行う者は、 その特定国内 種事業又は 特定 玉 際種 事業

に 関 特定第 種 国 丙 希少 野 生動 植 物 種 文は 特定器官等 \dot{O} 個体 . 等 \mathcal{O} 陳 列 又は広告をするときは、 省令で

定めるところにより、 届出に係る番号等を表示しなければならないものとすること。

(第三十一条第三項及び第四項並びに第三十三条の五関係)

第七 特別国際種事業者の登録制度の追加等

譲 渡 し等 の管 理が 特に必要なものとして政令で定める特定器官等であってその形態、 大きさその 他 0

事 項に関 し特定器官等の種別に応じて政令で定める要件に該当するもの (以下「特別特定器官等」 とい

う。 の譲渡し又は引渡し の業務を伴う事業 (以 下 「特別 国際 種 事 業 という。)を行おうとする者は

環境大臣及び 特 別 特定器 官等の 種 別に応じて政令で定める大臣 (以 下 「 特 別 国際 種 関 係 大臣」 という。

)の登録を受けなければならないものとすること。

(第三十三条の六第一項関係)

の登録を受けようとする者は、 申請書に、 当該者が現に占有している原材料器官等であって特定器

官等に該当しない もののうち省令で定めるものの全てが個体等の登録、 登録の 更新又は事前登録を受け

たものであることを証する書類を添付しなければならないものとすること。

(第三十三条の六第三項関係)

 \equiv 環境大臣及び特別 国際種品 関係大臣は、 の登録を受けようとする者が欠格事由に該当するときは、そ

の登録を拒否しなければならないものとすること。

(第三十三条の六第六項関係)

兀 環境大臣及び特別 国際種関係大臣は、省令で定めるところにより、 特別国際種事業者登録簿に記載さ

れた事項のうち、 氏名又は名称及び登録番号等を公表しなければならないものとすること。

(第三十三条の八関係)

の登録は、 五年ごとにその更新を受けなければ、 その期間の経過によって、その効力を失うものと

すること。

五.

(第三十三条の十関係)

六 の登録を受けた者 (以 下 「特別国際種事業者」という。) は、 特別特定器官等の陳列又は広告をす

るときは登録番号等を表示しなければならないこと等の義務を遵守しなければならないものとすること。

(第三十三条の十一第三項関係)

七 環境大臣及び特別国際種関係大臣は、 その特別国際種事業を適正化させ希少野生動 植物種 の保存に資

するため必要があると認めるときは、 特別国際種事業者に対し、 この法律の規定が遵守されることを確

保するため 必要な措置をとるべきことを命ずることができるものとすること。

(第三十三条の十二関係)

八 環境大臣及び特別国際種関係大臣は、 特別国際種事業者が取消事由に該当するときは、六月を超えな

1 · 範 囲 内で 期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命じ、 又はその登録を取り消すことができる

ものとすること。

(第三十三条の十三関係

九 環境大臣及び特 別 国 際種 関係大臣は、 特別 玉 際種事業者に対し、 その特別国際種事 · 業 に関 し報告若し

くは帳簿 簿、 書類その他の物件の提出を命じ、 又はその職員に、 その `特別 国際種事業を行うための施設に

立ち入り、 帳簿、 書類その 他の物件を検査させ、 若しくは関係者に質問させることができることとする

とともに、 特別 玉 . 際 種 事業を行う者と取引する者に対 当該 特 別 国 際 種 事業を行う者の業務又は財産

に関 し参考となるべき報告又は資料の提出を命ずることができるものとすること。

(第三十三条の十四関係)

環境大臣及び特別国際種関係大臣は、 省令で定めるところにより、 の登録に係る環境大臣及び特別

+

国際種関係大臣の事務(以下「事業登録関係事務」という。)について、 環境大臣及び特別国際種関係

大臣 の登録を受けた者 (以 下 「事業登録機関」という。)があるときは、 その事業登録機関 に行わせる

ものとすることその他の事業登録機関に係る所要の事項を規定すること。

(第三十三条の十五から第三十三条の二十二まで関係)

十 一 特別国際種事業者は、 その特別国際種事業に関し、 個体等に係る登録票等とともに譲り受け、又は

引き取 った原材料器官等の分割によ り特別特定器官等を得た場合等には、 省令で定めるところにより、

管理票を作成しなければならないものとすること。

(第三十三条の二十三第一項関係)

何人も、 この法律で認められている場合のほか、 管理票を作成してはならないものとすること。

(第三十三条の二十四関係)

第八 生息地等保護区の指定手続の変更等

環境大臣は、 生息地等保 護区の指定をし、 又はその変更をしようとする場合において、 必要があると

認めるときは、 指定の期間を定めることができるものとすること。

(第三十六条第三項関係

環境大臣は、 生息地等保護区の指定をし、 又はその変更をしようとするときは、 その旨並びにその区

域及び名称、 その区域の保護に関する指針等を官報で公示しなければならないものとすること。

(第三十六条第八項関係)

第九 保護 増 殖 事 業 の実施に当たっての土地 ^ の立入り等

環境大臣等は、 保護増殖 事 業の実施に係る野生動植物 の種の個体の捕獲等に必要な限度において、そ

の職員に、 他人の土地に立ち入り、 立木竹を伐採させ、 又は土地 (水底を含む。) の形質の軽微な変更

をさせることができるものとすること。

(第四 十八条 の 二 関 係

国は、 の行為によって損失を受けた者に対し、 通常生ずべき損失の補償をするものとすること。

(第四十八条の三関係)

第十 希少種保全動植 物 園等 \mathcal{O} 認定制力 度の創 設

動 植 物 嵐 [等を設置 Ļ 又は 管理する者 (法人に限 る。) は、 申請により、 次に掲げる基準等に適合し

ていることについて、 動植 物園等ごとに、 環境大臣の認定を受けることができるものとすること。

(第四十八条の四 第 項関! (係)

当該 動 植物園等にお *(*) て取り扱わ れる希少野生動植物種 の飼養等及び譲渡し等 (T) 目 的が学術研究又

1

は繁殖の目的その他環境省令で定める目的に適合すること。

2 当該 動 植物園等にお ** \ て取り扱わ れる希少野生動植 物種 \mathcal{O} 飼養等及び譲渡し等の実施体 :制及び 飼養

栽 培 施 設が当該 希 少野 生 動 植 物 種 \mathcal{O} 保存に資するものとして環境省令で定める基準に適合すること。

3 当該動植物園等において取り扱われる希少野生動植物種の飼養等及び譲渡し等に関する計画が当該

希少野生動 動植物種 の保存に資するものとして環境省令で定める基準に適合すること。

4 3の計画が確実に実施されると見込まれること。

二一の認定は、 五年ごとにその更新を受けなければ、 その 期間 の経過によって、 その効力を失うものと

すること。

(第四十八条の六関係)

三 一の認定を受けた動植物園等 (以下「認定希少種保全動植物園等」という。)を設置し、 又は管理す

る者 (以 下 「認定希 :少種! 保 全 動 植 物園等設置者等」という。) は、 認定希少種保 全 動 植 物園等ごとに、

希少野生動 植物 種 \mathcal{O} 餇 養等及び譲渡し等に関 環境省令で定める事項を記録し、これを保存するとと

もに、 環境省令で定めるところにより、 定期的に、 これを環境大臣に報告しなければならないものとす

ること。

(第四十八条の七関係)

匹 認定希少種保全動植物園等設置者等が当該認定希少種保全動植物園等における希少野生動 植物種 の飼

養等及び譲渡 し等に関 する計画に従って行う希少野 生動 が植物種 0 譲渡 し等については、 譲 渡 L 等 \mathcal{O} 禁止

の規定を適用しないものとすること。

(第四十八条の十関係)

第十一 その他

罰則の規定その他所要の規定の整備を行うこと。

第十二 附則

一 この法律の施行期日について定めること。

(附則第一条関係

この法律の施行に伴う所要の準備行為及び経過措置を定めること。

(附則第二条から第九条まで関係)

 \equiv 政 の府は、 こ の 法 律 \mathcal{O} 施 行 後 五 年 を経過した場合にお いて、この法律に よる改 正 後 \mathcal{O} 規 定 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O}

状 況につい · て検: 対を加 え、 必要があると認めるときは、 その結果に基づい て必 要な措 置を 講ずるも

のとすること。

(附則第十条関係)

几 この 法律の施行に伴う関係法律 :の規定 の整備を行うこと。 (附則第十一条から第十四条まで関係)